

日本の理蕃政策と台湾原住民

——戦時期を中心に——

菊池一隆

はじめに

本稿は、日本植民地時代の台湾における理蕃政策、すなわち原住民政策（当時、原住民は「高砂族」、「蕃人」、または「生蕃」、「熟蕃」などと称されていた）に焦点を絞り、その実態、特色、および限界と意義を考察するものである。その際、さらに一歩進めて、理蕃政策に原住民がいかに反応したのかにも論を進める。そうすれば、原住民、いわば「高砂族」（以下、高砂族）から見た理蕃政策を浮かび上がらせることができる。そして、この二つの視点から立体的に考察を深めたい。また、時期的には、戦時期（一九三七～四五五年）を中心とするが、一九二〇年代から三一年「満洲」事変を経て三七年盧溝橋事件に至る期間も視野に入れる。三〇年の霧社事件との関連などから台湾中部原住民に関する研究が進んでいるのに対し、本

稿では、不明点の多い台湾北部原住民を重視する。なぜなら、これを除外して近現代史における台湾原住民研究は完成できないと考えられるからである。なお、原住民研究は民族学、人類学などの視点からのアプローチやルポルタージュが多いが、本稿ではこれらを意識しながらも歴史学的に実証的説明、分析を進める。¹

一 台湾原住民・高砂族について

まず、一九三七年時期台湾の地理的位置に触れておきたい。当時、台湾は内地本土（日本）から遠く、汽船で基隆・門司間は二昼夜もかかった。ただ、定期航空を利用すれば、台北から福岡までは六時間である。他方、当然のこととはいえ、台湾と中国大陸は近く、福建省福州から船で一〇数時間、飛行機ならば一時間弱である。台湾人口は約五四五万人中、いわゆる「本島人」（以下、本島人。現在

の本省人)は約五〇〇万人(九一・七%)で、風俗、習慣、言語は対岸の福建、広東の住民と似ている。原住民である高砂族が一五万人(二・八%)、「内地人」(以下、内地人。日本人のこと)は三〇万人弱(五・五%)であった。²²⁾このように、本島人、日本人に比しても原住民は占める割合は少なく、僅か二・八%であった。

日本植民地時代には、台湾原住民はタイヤル、ブヌン、サイセツト、ツオウ、パイワン、アミ、ヤミの七種族に分けられていた(戦後は長期間、九種族とされてきたが、最近では、さらに一三種族に細分化されている。これには種族意識や言語・習慣の若干の相違もあるが、現在の各種族に対する公的支援金、あるいは被選挙権の問題が絡んでいるようである)。四二年末、原住民人口は一五万九五四九四人で、その自然増加率は毎年約一五〇〇人とする。台東、花蓮港居住のアミ族が五万三七〇〇人余などは平地の普通行政地域に居住し、「進化」(近代化)しているとされた。だが、その他の大部分は台湾総面積の四四%強を占める中央山脈地帯の特別行政地域の「蕃地」(以下、蕃地)内に居住し、現代文明から隔絶されていた。²³⁾

では、台湾総督府は各種族の特徴をどのように認識していたのか。(一)「北蕃」―台北、新竹、台中各州下、および花蓮港庁に分布する。その中でタイヤル族は高砂族中、最も自負心が強く慍悍で一九三〇年の霧社事件、三一年のピスタン事件を起こした。ただし撫

育教化の徹底により「進化」は著しい。だが、「安住ノ適地ヲ得ズ、生活困難」者も少なくなく、「概ネ普通行政地ニ近接スル適地ニ移住セシメツツアリ」、とする。

(二)「南蕃」―台中州、埔里以南の中央山脈に沿い、台東庁、花蓮港庁、及び高雄州下の奥地に居住する。ブヌン族の「進化ノ程度最モ低ク、タイヤル族ニ次グ兇暴性ヲ有シ」、三三年の大関山事件、三三年の逢坂事件を起こした。したがって、理蕃上、力を注ぐ必要があった。また、高雄州、台東庁の南部山地居住のパイワン族はや「進化」し、平穏であるが、七種族中、人口は第二位で、頭目専制制度下に団結心が強く、「指導上相当注意ヲ要スルモノ」とする。その他、サイセツト、アミ、ツオウなど四種族は概して温順で、特にアミ族は東部普通行政地、サイセツト族は新竹州下の山岳地帯の麓に居住し、早くから文化風潮に浴し、すでに租税、公課の負担を担い、一部は一般行政下にあるなど、本島人ときほど差異がない。²⁴⁾

理蕃政策を最前線で実施するのが警察である。すなわち、現地の警察課分室(台北州バヌン、南澳)警察官吏駐在所四六四カ所を設置した。いわば治安を主目的に警察中心に構成されていたのである。これに加えて原住民撫育機関として教育所、公医診療所、療養所、産業指導所などを設けた。かくして、警部、警部補、巡查、警手、

囑託、雇員、技手、公医などの多数の職員が配置され、指導、教化、および「蕃地」（原住民居住地域。以下、蕃地）の取締りに当たった。また原住民を一般人と比較すると文化程度は甚だしい差があり、經濟觀念も極めて低く、急に蕃地を開放すると、一般人との間に紛争が生じる虞もあった。したがって、原住民に適切な保護を加え、蕃地の占有使用、蕃地の出入り、および物品授受を取り締まった。だが、「蕃地」も開発され始め、一般人が往来が頻繁となり、かつ原住民の「進化」した地方では事情の許す限り取締解除などの措置を取りつつある。⁵⁾

理蕃政策を進める上で、看過できないのが日本人の原住民に対する蔑視、差別感である。それは些細な言動にも示された。例えば、大溪郡のある駐在所で職員数人が筆を走らせている時、老タイヤルが訪れた。その時、一人の職員が「蕃コロ臭いなあ、外に出ろよ」とうっかり口にした。確かに不潔さと生煙草の「悪臭」はする。だが、こうした暴言は理蕃の大敵であり、多年にわたって築きあげてきたものが、この一言によって破壊される、⁶⁾という。こうしたことは、日常生活の中で頻繁におこっていたのであろう。

では、ここで原住民の犯罪とその特質に論を進めたい。原住民には日本人の道德感と根本的に異なるものもある。だが、その社会にも単純とはいえず、やはり道德があり、その遵守には厳格であった。

これが犯罪件数が寡少なる要因である。ただし国家体制がなかったため、国法の遵守、納税、および兵役の義務觀念など国民道德は欠如していた。⁷⁾当時、原住民はいかなる「犯罪」を犯し、処罰されたのか。その特質から原住民のおかれていた環境、日本人との道德觀・犯罪意識の相違、および日本の政策との齟齬などを浮かび上げる。明治三三（一九〇〇）年内訓第一号「生蕃人ノ犯罪事件ニ関スル件」によって検察官長が起訴する時には、台湾總督の指揮を受けるときに、さらに行政区内に居住する原住民の犯罪については、犯罪処理法、犯罪即決に関する内訓などにより刑事法令を適用することが明示された。次いで明治三九（一九〇六）年には、民政長官から蕃地關係各庁長に対し、「蕃人ノ犯罪事件取扱ノ件」が通牒された。これにより原住民の民事、刑事の一切を行政処分にするとした。⁸⁾

他方、原住民の伝統的慣習は「報復主義」であり、殺傷には殺傷をもつて酬い、財産侵害には財産侵害で償うとされてきた。これを被害者の権利とし、祖先に対する義務とする。だが、復讐は加害者本人のみならず、その親族、血族、宗族に及ぶこともあり、ついには仇敵關係が生じた。そこで、後に報復を制限し、財物により罪を贖い、また頭目や有力者などが介入、和解手段を採るようになった。蕃社に対する利益の侵犯、すなわち、慣例違反、禁忌の侵犯などの行為に対しては、古来の慣例により族衆相謀って殴打、繫縛、放逐、

障害、処刑などの懲罰を加えてきた。これも後に個人の不祥行為が社会を害するのは祖霊の怒りに触れ、公共的災厄を来すとの觀念に変わり、豚を屠殺して祖霊を祭り、豚や代替財物提供を以て懲罰に代えるようになった。原住民は、殺人を「故殺」と「誤殺」に区別し、復讐による殺傷は当然の権利として罪悪視しない。また、殺人で罪悪とはされないものに「出草」(首狩り)がある。これは単に首級を得るのが目的で、相手の勢力を挫いたり、敵を滅ぼそうとする行動ではない。とはいえ、「出草」も大正より昭和と漸減し、昭和九(一九三四)年に至っては一件のみで、これが最後となったという。傷害もその軽重によって責任を問ひ、単純な殴打は犯罪視しない。⁹⁾

総督府当局にとって安心材料は、原住民には天皇制や国家觀念がなかったことから、刑法規定の「皇室に対する罪及国家又は公共的犯罪」は皆無に近かったことであり、大部分が個人的利益の侵害である。原住民が日本の法令を奇異に感じ、衝撃を受けたことも否定できない事実である。例えば、毒物捕魚、林産物盗伐、林野焼却、無断旅行等に至っては、それがなぜ犯罪になるのか、全く納得できなかったであろう。したがって、日本が彼らを統治するためには、その独自の民族文化に配慮し、「妄に之を排斥、破壊する事は一応の考慮」を要したのである。そのため、理蕃当局は深く原住民の独自の慣習などを究め、「彼等の心性を陶冶し、漸次新文化の恵沢に

浴させようとしてゐる」とする。なお、犯罪件数は人口九万四〇〇〇人余で、一年間で三〇〇件、六〇〇人であるから、本島人、内台人の犯罪件数三五万八六七〇件と比較すると極めて少ないとする。¹⁰⁾ なお、この場合、人口比を考慮すると、そうとは一概にいえない部分も残る。

四四年頃、台湾総督府から出された「高砂族ニ対スル親族相統並ニ戸籍ニ関スル措置」によれば、原住民が文化的法規の対象となるのは近年であることから、「慣習調査等立法資料トシテ殆ド見ルベキモノナシ」。しかも七種族が存在し、これら種族はさらに多くの部族に分かれている。したがって、個々にあげて立法することは難しく、かつ実効があらぬ。とはいえ、「皇民化ノ指導理念ニ反スルモノナルヲ以テ政策的ニモ民法ヲ全面的ニ適用シ、只其ノ運用ヲ当分ノ間、実情ニ即シテ適切ナラシムルヲ最モ可トスル」とし、この方針の下に立法準備をすとした。¹¹⁾

ところで、三八年六月、竹田宮恒久王妃昌子が傷病兵慰問、銃後の状況視察のため二週間にわたり台湾を訪問している。台湾神社、新竹神社などを参拝、台湾総督府、台湾軍司令部、各陸軍病院を慰問、愛国婦人会台湾本部、日本赤十字社台湾支部、さらに台北日新公学校、台北第一高等女学校、糖業試験場、製糖工場などを視察した。この間、大溪郡角板山教育所補習科のワタン・パヤスらも新竹に行

き、迎えた。この時、昌子は「一層勉強して早く良い日本人にお成りなさい」と声をかけたが、ワタン・パヤスは感動し、「寸時も早く良き日本人に成る為め努力しなければならぬ」と深く感じたという¹²。このように、「日本人になること」の意義が種々の場面で意識的、無意識的に教え込まれた。

ここで触れておかなくてはならないのが、皇民化や理蕃を論じる際、看過できない神社信仰の導入である問題である。元来の原住民の信仰は、「ウツトフ」（祖霊）があるが、未だ神道との関係がはっきりせず、原住民にとって半信半疑の状態であった。そのため、依然として蕃社内においては祖霊関係に基づく諸行事がおこなわれる。高砂族の伝統的な祖霊観念をいかに神道に同化させるかが問題¹³とする。「灰面坊」（警察関係の日本人のペンネームであろう）によれば、蕃社内宣伝や頭目会議で「神仏を信仰せよ」といっても無駄である。そこで、「蕃地に神社を建立せよ」といい、十何間四方の拝殿も、廻廊も、赤銅の大鳥居も不要である。質素な、恰度あ的主基殿式の建物にして、丸木の鳥居でもあればよい。そして社前に広場を設け、毎月の（蕃）社内宣伝、頭目会議その他紛争の解決、誓ひなどをなす場合、神に先ず誓つて実行を約させれば、「迷信深い蕃人の事である。その効果は期して疑ふべきもない¹⁴」、と強調する。こうした状況下で、原住民の方でも積極的な動きも見られた。原

住民は困惑しながらも、さほど抵抗しているようには見えない。例えば、阿里山のツワツクヤ社（一二戸六〇人）の頭目ノアサチ・アナモオ（四三歳）は三二年九月に「日蕃合祀の神祠」を設け、ここで播種、収穫、酒造りなどの祭りもここでおこなった。背後にある大木が神木である「赤榕」（熱帯樹）に、梧桐の皮を紅く染め、幣帛のようにしている。祠内の神器はサビキ駐在所巡査が寄贈した¹⁵。また、台南州の皇民化は山の蕃社にまで浸透し、阿里山蕃社で二組のカップルが神前結婚式を挙げ、模範を示した¹⁶。このように、神前結婚が普及したとするが、形態としての懂れに留まっている可能性もあり、どこまで国家神道を理解したのか、ダイレクトに結びつけてよいのか疑問である。

二 理蕃政策の実態と特質

では、理蕃政策とその方針はどのようなものであったか。①「蕃人」を教化し、その生活安定を図り、「一視同仁の聖徳に浴せしむる」ことを目的とする。②「蕃人に対する正確な理解と蕃人の實際生活を基礎」として方策を決定する。③「蕃人に対しては信を以て懇切に之れを導くべし」。④「蕃人の教化は彼等の弊習を矯正し、善良なる習慣を養ひ」、日常生活に即した簡単なる知識を授ける。⑤經濟生活は、将来一層の集約的な定地耕を奨励、あるいは集団移住を

おこない、生活改善を計ると共に経済的な自主独立を営ませる。⑥ 理蕃関係者、殊に現地の警察官には「沈著(着?) 重厚なる精神的人物を用ひ」、「漫りに其の任地を変更」しない。⑦ 「道路を修築して交通の利便を図り、撫育教化の普及徹底を期す」。⑧ 「医薬治療の方法を講じ、蕃人生活の苦患を軽減すると共に依て以て理蕃の実を挙ぐるの一助」とする。¹⁷⁾

(一) 「授産」

「授産」とは失業者・貧窮者に仕事を与えることである。原住民は食料も辛うじて自給自足している状態にあった。したがって、原住民をいわば失業者、貧窮者と同列に見なして教化と併行して、その生活安定、向上を図るなど、「授産」に努めた。「高砂族授産指導要目」が、一九三九年四月一三日警務局長名で理蕃課から各州庁に発せられた。①目標は経済生活の安定向上をはかり、健全な「皇国民」としての育成にある、②農業面では、原住民を自作農とし、地・小作関係を極力防止する、③従来の輪作を止め、集約的な定地耕を奨励普及する。殊に水田化を奨励、施肥観念を徹底させる、④作物は適地適作、多角主義により、主食糧の自給自足を主眼に、次いで換金作物を奨励、さらに国策作物の栽培を促進する、⑤自家用果樹、蔬菜栽培の奨励、⑥各戸に一定数以上の牛、馬、豚、鶏の家畜飼養計画を立てる、⑦保留地や路傍に植林の奨励、⑧養蚕、手工芸、農

作物加工、林産物採取など副業の奨励、⑨生産品は販売期間・方法などを検討、交易所使用は低額にし、運搬には共同出荷、道路補修につとめる。以上、共同経営方法の利用とともに規律的な勤労習慣を養い、農事改良思想普及のため青年団などを動員、篤農家は選奨する。これらの具体化は各駐在所毎に受持部落に対して数カ年の継続事業とする。¹⁸⁾ いわば原住民を狩猟民から完全に脱却、もしくは否定し、農業従事者に大転換させるものであった。このように、高砂族の皇民化、輪耕作から定地耕へ、物々交換から貨幣経済への飛躍、さらに日常生活において住居、食物、日用品などすべてにわたって非常な勢いで内地化(日本化)している。日本植民地下で高砂族の生活は大転換を見せていたが、とりわけ盧溝橋事件後、日中全面戦争下で彼等の「皇民意識」、日本国民意識が一挙に進み、主体的、積極的に国民精神総動員に参加するようになった。一九四一年度より新たに山地農業奨励事業を開始した。各種授産施設、並びに農畜産の積極的奨励をおこなっている。

(1) 水田―輪耕農法より定地耕に大転換させるものであるが、彼らもその利点を自覚し、漸次熱望し始め、水田も拡張する趨勢にある。昭和一七(一九四二)年度における全島の理蕃所管の水田面積は二七九三甲歩に達し、作付面積も四〇九五甲歩で、玄米三万三八六四石の収穫となった。¹⁹⁾

表1 水田作付面積と収穫高（1921-1928）

年	作付面積(甲)	収穫高・玄米(石)
1922	561	3,927
1923	742	5,097
1924	790	6,211
1925	886	7,618
1926	1,038	9,262
1927	1,128	10,370
1928	1,442	13,716

出典：「蕃地調査書」1931年(?)、『現代史資料—台湾(2)一』(22)、みすず書房、1971年、456頁。

表2 重要畑作物と収穫高（1942年末）

種別	作付面積(甲)	収穫高(石・斤)
陸稲	3,549	15,936石
粟	6,778	29,406石
甘藷	9,101	62,789,000斤
落花生	1,629	14,834石
その他の豆類	1,355	18,420石
里芋	2,738	16,379,000斤
穀物	2,597	9,460斤

出典：台湾総督府編『台湾統治概要』1945年(復刻：原書房、1973年)、101頁。

表1によれば、水田作付面積と収穫高（玄米）は、それぞれ一九二二年に五六一甲（一甲は〇・九七ヘクタール）、三九二七石であったものが、二六年一〇三八甲、九二六二石、二八年には一四四二甲、一万三七一六石に増大している。すなわち、作付面積は二八年は二二年の二・六倍、収穫高は実に三・五倍に増大している。

(2) 畑作—山地水田の発達は顕著であるが、原住民の食糧の一端を補えるに過ぎない。特に台湾南部は水田適地に乏しく、重点は依然として畑作にある。だが、畑地も大部分が傾斜地にあり、表土流出により地力は年々低下し、農作物収量が減退している。したがって、改良に務め、昭和一六年（一九四一）度より積極的に段々畑の造成を奨励し、堆肥、

緑肥など自給肥料の製造、使用を指導し、かつ集約的な農耕を導入した。そして、水稻に準じ、陸稲、粟、甘藷、里芋、玉蜀黍など主要畑作物の増産目標を決定した。昭和一七年度末における現耕畑は三万二〇三四甲で、休耕畑は一四八二甲である。²⁰⁾

表2は重要畑作物で、水稻の収穫増に伴い陸稲の位置は低下していくとも考えられるが、原住民の主食となっていた可能性も否めない。ただし、原住民は甘藷や里芋を食し、一日二食であった。

(3) 換金作物—原住民の大部分は農業従事者で、現金収入も農業に基づき取得させる。したがって、多角的な農法を指導して、換金作物として甘藷（一九四二年末段階?。二〇七二万一〇九六斤、七万八〇六〇円）、苧麻（一四万一七二二円）、蓮草（一万三〇七六斤、九二一九円）、落花生（一万四八三四石、一七万八八五三円）などを奨励している。また、薬用作物としては、蕃地に自生する玉咲ツヅラ（含有するアルカロイドが結核の特効薬）の生産増を図ることは、換金作物となるばかりか、医療面でも意義がある。そこで、一九三七年二月以降、調査、試作し、かつ四〇年度から各適地に官設苗圃を設け、栽培法を研究し、かつ原住民に配布、増産させている。なお、試作地は三九年一八一カ所（試作面積一〇甲七三）、四〇年三二〇カ所（二〇甲〇二）、四一年一〇九カ所（二一甲五〇）である。²¹⁾

(4) 畜産—原住民は元来、小家畜を飼養していたが、大部分は狩猟による獣肉で自給してきた。そのため「殺伐ナル気風ヲ醸成シ、教化上改善ヲ要スル」と見なした。そこで、二三年より畜牛を配布し、定地農耕への指導とともに、かつ豚の改良に努めた。山地は気候的にも、草量的にも家畜飼養に好適で、飼育頭数が増大した。特に養豚の成績は良好で、自家消費のみならず、市場にも出し、現金収入となっている。なお、四二年末、水牛は八二〇頭、黄牛四二四三頭、豚二万六二六二頭、山羊一六三四頭、それに鶏七万一千七百二羽である。⁽²²⁾

その他、(5) 養蚕があり、短期間に収益を得る副業で、奨励している。山地の至るところに野生の桑樹が繁茂し、気候的にも養蚕に適し、かつ「殺伐の気風を醇化」する効果も少なくないとする。とはいえ、当局が養蚕を奨励した当初、害虫が増加し、耕作物が減収となり、食糧を得ることができなくなった。その結果、原住民は養蚕に消極的となった。その後、熱心な指導により収繭量も逐年増加した。例えば、一九二二年収繭量は一一八石、収益金額四六二四円、一九二五年四七四石、一万八五三七円、一九二八年九五八石、三万一一三三三円と増大している。こうして、桑園を設け、各地で蚕飼育に競争している状態となった。彼らの副業として頗る有望である。⁽²³⁾

原住民の出稼ぎが全般的に少ないのは、農閑期が出猟期と重なる

ためである。例えば、角板山の場合、出稼ぎは物資運搬七人、林業四四人である。また、先進蕃社は副業面で好成绩をあげている。例えば、新竹州新竹郡の馬武督社と新竹州大溪郡ケイフイ社は養豚、大溪郡エヘン社は川魚漁、台北州羅東郡ルモアン社は養蚕、台中州東勢郡ロープゴ社⁽²⁴⁾は竹材等々である。

上述のことを成功させるには、農業支援機関・機構が必要である。それには以下のものがある。

(1) 農業講習所—原住民は依然として「厚ク国家ノ保護」を受ける現状ではあるが、「農民道場的」な教育を施している。すなわち、独立自営農民を養成し、合理的な農業経営をさせるため、三一年以降、地方庁に各一カ所ずつ設置した。そして、蕃社の優良青年を選抜、各所で二〇名前後を收容し、一年間教育する。その目的は自立自営農業者の養成とともに、将来は蕃社の指導的人物の養成にあった。これまで卒業生は一一三四人、現在の收容生徒は一九七人である。⁽²⁵⁾

(2) 産業指導所—一九三〇年各州庁に一カ所ずつ設置し、作物、家畜などの改良、増産に関する試作、模範施設の設置、および農業調査をおこなう。いわば農事試験場のような機能を有し、蕃社の中枢機関となりつつある。⁽²⁶⁾

(3) 指導農園—原住民の粗放単純農業を多角的集約的農業経営

に転換するための第一線の実地指導機関である。一九三二年度に台湾全島の概要な四〇カ所に設置し、それぞれ数（蕃）社を指導単位とする。その面積は約三甲歩で、警察官、警手が管理し、産業指導所と連絡し、各地方に適する農作物の優良品種の試作、並びに育苗配布するなど農業進歩、栽培技術の実地指導にあたった。²⁷⁾

(4) 山地農業奨励事業——一九三〇年以降、一〇年間の調査に基づき、四一年度より原住民山地農業指導、水田の開拓、耕地保護、段々畑の奨励など農耕地の利用開発とともに、畜産奨励により家畜増産を図り、自給肥料の使用を指導奨励し、原住民農業の画期的な発達を図る基本的施策として毎年実施し、官民協力しておおむね計画事業の完遂している。²⁸⁾

ところで、「台湾の山を開放せよ」、「国策産業に山を開放せよ」との要望の高まりに押されて、総督府内務局地理課では来年（四一年）七月から五カ年計画で官有地を調査し、同時に民間利用にも開放することになった。日本の有力資本家が熱帯有用作物の栽培企業を計画しており、官有地の利用願いが殺到している。官有地の大半は営林署の林野、総督府理蕃課の原住民所有地、および各帝国大学の演習林などであり、面積一三〇万甲歩（一甲歩は約一ヘクタール）に及ぶ。その内、利用可能地二〇万甲歩を抽出するという。これらの土地には「規那」（その乾燥樹皮がマラリア特效薬）、黍、苧麻、

珈琲、ナタールバーク（南米原産で揉皮に使用）、茶、香料作物など熱帯性重要作物の栽培可能地である。²⁹⁾ただし、二〇万甲歩の内訳を見ると、水田二万四〇〇〇甲歩、畑二万甲歩、混農林一萬五〇〇〇甲歩、牧場五万甲歩³⁰⁾とあり、稲作などを含み、熱帯性重要作物に特化していないことが判明する。

そうしたことも影響して、蕃社の集団的な強制移住が実施された。蕃社は地勢急峻で農耕地に恵まれず、生活安定を策し難い。したがって、国土保安、理蕃行政集約の見地から比較的利用価値ある適地に集団移住を実施させた。移住は明治三六（一九〇三）年以来、毎年実施している。四一年末までに、台北州（七八九戸、三九二一人）、新竹州（七一二戸、三三八一人）、台中州（一三七六戸、九〇八九人）、台南州（三九戸、二六二人）、高雄州（一五七九人、八七〇〇戸）、台東州（七九八戸、五三七八人）、花蓮港庁（一八九四戸、一万七七二人）で、計七一八七戸、四万二五〇三人を移住させた。さらに将来一七三六戸、九六七九人を移住させるとする。³¹⁾

戦争の推移に伴い、原住民の中には率先して移住を希望する者もでてきた。例えば、台中州能高郡の霧社近くのラク社（四〇〇人）は耕地で粟や芋の輪作していた。日米開戦以降、毎日駐在所のラジオで「皇軍戦勝」、「勇士奮闘」を聴き、「増産へ銃後の総進軍」に呼应し、増産報国挺身隊に全社四〇〇人が参加することにした。そ

ここで、一社をあげての低地移住を当局に願い出て認められた。そこで、総督府特政課の中村警視を迎え、移住宣誓式を開催した。すぐに、その日から水田や灌漑の整備を始め、食糧を増産し、かつ葛麻、芋麻などの軍用作物増産を続ける。^{②③}

原住民に対して「無知蒙昧」とか蔑視したので、反感を買った。だが、後述する如く一九三九年に自助会が成立、蕃地治安の一部を自らおこなえるようになった。こうして、「蕃情」が安定した結果、各種産業が山地に進出、原住民を労働者として雇用するところも出てきた。また、自作農化を奨励し、原住民の占有地約五三万甲歩中、二五万甲歩を原住民の所要地とし、残りの二八万甲歩を一般国有地として国策産業の使用などに充てることとした。二五万甲歩の所要地は各蕃社毎に実地調査をおこない、水田、畑、山林などに区画整理し、各戸への公正な分配を実施しており、将来は一定の所有権も賦与し、同時に租税公課を負担させる。このため、奥地の農耕不適地域にいた原住民を適地に集団移住させ、その数は四万人余に上る。だが、その農法は極めて幼稚な段階にあるため、四〇年には水田の開墾拡張、段々畑による定地耕の増大、水利工事などによる地力増進をおこなう。同時に農業講習所、産業指導所など指導機関を増設、指導員を増大させ、単に蕃地の食糧確保だけでなく、平地農業にも貢献させようとしている。^④

(二) 交易・交通と山地資源開発

清朝康熙六一（一七二二）年台湾知県周鍾瑄は漢人・原住民両地域を分離して紛争を断とうとし、その境界に土塁を築いた。これを「土牛」と称す。当時の政策は「生蕃」を以て「化外の民」とし、「治めざるを以て之を治む」とした。「生蕃」の領域は二二万六〇町歩もあり、全島の六〇%を占めていた。そこは深山で巨木、樟樹（楠木）が多く、また金、鉄、石油（石炭?）もあった。^⑤ 清朝時代、原住民との交易は通事の手によっておこなわれていた。

官の許可を得た商人以外は「隘勇線」（「生蕃」との境界線）を越えて交易できない。商人は「生蕃」に武器・弾薬の供給が禁止された。そのことは、狩猟民として銃を生活の一部としてきた「生蕃」にとって耐え難い苦痛であり、一、二人の密輸商人を頼るしかなかった。総督府官吏を見ると、「抗敵（日）」しないから（銃を返してほしい）と哀願した。かくして、「隘勇線」に近く密移入した武器弾薬や塩は転売され、深山居住の原住民がさらにそれを高価で購入する。^⑥

総督府は蕃地調査委員会を置き、従来から蕃地開発に関心を持っていた。そこで、タイヤル族の如き「黥種」（刺青をする種族）には圧迫、他種族には撫開方法をとる治蕃主義であった。一八九六年総督府令第三〇号で「府庁の許可を得て営業する者の外、蕃地に入る者は撫懇署長の許可を受くべし」とし、それに違反すると、罰金、

体刑の制裁が伴った。また、総督は一九〇〇年二月、律令第七号で、総督府の許可を得た者以外、「蕃人にあらざる者は何等の名義を以てするに拘わらず、蕃地を占有し使用し、其他権利を目的とすることを得ず」とし、一〇〇円以上の罰金、六ヵ月以下の重禁錮を課すとした。⁽³⁶⁾このように、蕃界は隔絶されていた。

日本植民地後も当初は清朝のやり方を踏襲し、通事を通しておこなわれた。明治四三（一九一〇）年になって大部分の交易を愛国婦人会台湾支部の経営とし、一九一五年には官営とし、一九一七年総督府令により蕃地居住の原住民と金銭・物品授受に関する規程を公布し、原住民との交易は許可制とし、密交換を厳しく取り締まった。

一九二一年より交易は官営から警察協会の管理経営に移した。元来、原住民の取引は物々交換の域を出なかった。そこで、彼らの生活開発・指導上、交易事業は極めて重要な撫育機関となった。すなわち、交易を通じて彼らの生活上、生産奨励、さらにその経済意識の発展を促そうとしたのである。ところで、生産品はかなり高価に、狩猟品は「殺伐の風」を助長することから廉価とする方針をとった。かつ「数理的観念」（貨幣感覚）を有した者には漸次各商店より自由物品を購入させた。一九二九年末、警察協会経営の交易所は九一カ所、他に民営の交易所もある。一九二九年末段階、交易所取引で、原住民からの販売物は農産物六万二四四二円、林産物二〇万四〇四

〇円、製作物（織物など）六一一八円、獣皮など七万九〇五七円、「通貨」一一万三七四七円で計四六万五四〇六円であった。原住民の購入品は衣類・装飾品など六万一九五二円、家具・農具・日用品三万四九〇一円、酒・食塩・マッチ四万三七九四円、食糧品三万六三三〇円、家畜・苗類一万二〇九八円、医薬品三二七円、その他は一万五七五二円、「通貨」二六万〇二六八円で計四六万五四〇六円であった。⁽³⁷⁾「通貨」という項目が双方にあるのは奇異に感じるが、通貨で売買したことを意味するのであろう。したがって、それ以外は物々交換ということになる。

当初、原住民は価格に無関心であった。だが、原住民の購買力が高まるに伴い交易所の売買だけでは満足しなくなった。同時に品質や価格にも関心を持ち始め、交易所での売買が不利な時は、官憲による利益収奪ではないかとの疑惑を抱く。だが、原住民は経済知識がまだ劣っており、自由放任すると、奸商に乗ぜられ、半面彼らにも不純な考えが生まれる虞があり、後日に紛争を惹起する可能性もある。そこで、当分の間、原則として制限取引とし、他方で特殊地域、特殊物資のみ自由取引を認める。その「進化」の程度を見て、逐次自由取引に移し、必要な場合には購買組合の組織化を指導している。⁽³⁸⁾

ところで、原住民の大部分が中央山脈に沿った険峻な地域に居住

し、一般社会との交渉が少ないことが「進化」阻害の一因であった。よって産業上、交通の便を図ることは肝要であった。そこで、一九一七年以降、道路開鑿計画を立てた。とりわけ道路は原住民の居住地域に存在する資源開発と密接な関係を有していた。それは国策として推進されたのである。特にタツキリ、および霧社の砂金ラッシュに原住民をどの程度動員できるかが重要課題の一つとなった。だが、理蕃課では原住民擁護の見地から労働力問題を含む指導方針を立てた。タツキリ、霧社の第一段階調査はすでに終わり、工事は太魯閣峡谷に進んだ。だが、この上、産金道路が中央山脈を横断すると、平地文化が流れ込み、その結果、一般行政区画から隔絶された蕃界は、無益な刺激と激烈な生存競争から原住民を護り、同時に一歩一歩その文化社会・経済の進展を指導してきた理蕃政策にかなりの打撃を与える。一本の産金道路が文化向上とともに、反面、理蕃当局の過去四〇年の労苦が水泡に帰す点も少なくない。特に霧社奥地に位置するトロック、タウツアなどの蕃社は「砂金段丘」上に存在し、蕃社全体の取り壊しも考えられる。こうした状況に対して、霧社事件から僅か一〇年にすぎないことから理蕃当局は慎重であった。理蕃課の方針としては、国策である砂金採掘には理蕃当局、原住民も協力するが、従来からの平地移住も奨励し、徐々に農耕生活へと導き、急激に貨幣経済に入ることは避け、原則として蕃社毎の自給経

済達成を目指してきた。したがって、産金には農耕の余剰労力を振り向ける。また、移住平地がない地域は大部分の労力を産金に動員するが、その賃金使途は十分指導する必要がある⁽³⁹⁾、とする。

かくして、種々意見があつたが、タツキリ溪の砂金採集事業のため溪谷口から砂金段丘トヨンまでの採金道路掘鑿工事に原住民青年の労働奉仕がおこなわれた。工事の一部は完成し、自動車通行も可能になった。最も難工事とされる溪畔からバタガイまでの約一〇キロにわたる道路開設は、花蓮港庁下の原住民壮丁が組織する青年勤行（勤労）報国隊が一カ月間の奉仕作業をおこなうこととなった⁽⁴⁰⁾。かくして、青年勤労報国隊約四〇〇人による大工事となった。広谷庁長や村田警務課長なども現地に視察督励に來たが、高砂族青年隊は強健で、誤れば谷底転落をもとめせず、岩をうち砕き、土砂を運び、ダイナマイトで爆破し、バタガンまでの約一〇キロを日に日に立派な道路にしていく。彼らは毎朝六時起床、まず国旗掲揚式、朝礼、午前七時から午後六時まで作業する。広谷庁長らも「時局下における諸君の働きこそ立派な日本国民である」と賞揚した⁽⁴¹⁾。

桃園県復興郷三光村在住のタイヤル族ロシン・タナの回想によれば、台湾北部の山岳地帯を縫うように走る北部横断道路は日本植民地時代につくった。北部横断道路の完成以前、牛車の道だった。日本時代、大溪まで二日間も歩いていった。牛車で塩や米を運んだ。

でも、それは警察が食べ、僕たちは芋を食べていた。後に舗装して自動車も走れるようになった⁽⁴³⁾、という。

(三) 租税

盧溝橋事件以来、多額の国費をもって特殊行政下にある原住民を保護撫育している。その結果、全く課税されない土地があり、全島総面積の四五%を占める、いわゆる「蕃界」である。①危険であること、②山奥に徴税に行く費用の方が税金より高くつく。この二つの理由から未課税であった。だが、水力電気、各種鉱物、熱帯有用植物などの新興産業進出の結果、「蕃界」に他所からの日本人、本島人の居住者が増大し、彼らは納税を嫌がってはいない。そこで、総督府財務局は山地開発に合わせて「蕃界」で各種産業の進出地域には課税を準備している⁽⁴⁴⁾。また、原住民、例えば、台湾東部のアミ族、パイワン族の一部、新竹州のサイセツト族、タイヤル族の一部、および高雄州のパイワン族の中にはほとんど本島人と差異がないまでに「進化」し、内地人、本島人と同様、租税や公課を負担している者もいる。とはいえ、大部分は未だ経済力も貧弱で、食糧すら充足しておらず、一般的には課税不可能とされた。そこで、将来授産、教化の進展に伴い、漸次相応な納税をおこなわせる⁽⁴⁵⁾。

(四) 医療・衛生

駐在所に医療機関を主に併置し、衛生観念の普及と医療に当たら

せた。これにより、漸次啓発し、多くの迷信を打破し、その効果は顕著であったとする。原住民側も医療機関を信頼し、受診、投薬を願う者が年々増加し、緩撫上でも、裨益するところ甚大とした。だが、診療所は設備が極めて不完全な上、また医療経験に乏しい警察職員を充てている。したがって、逐次、これを公医診療所に改め、医療の充実と原住民の衛生観念を涵養しつつある。原住民地域の開発に伴い、各種企業が設立され、内地人、本島人の出入りも多くなり、それに伴い伝染病侵入の可能性があり、その防止には経験者の配置が必要である。他方、原住民側も素人医療に納得しない者も増大した。そこで、原住民に医療費の自治的負担の必要性を次第に認識させ、かつ衛生組合などの組織化も指導している。原住民の主な疾病はマラリア、感冒、寄生虫、外傷フランベチアなどである。特にマラリアは原住民が高地より平地移住のため冒される者が多く、時に悲惨な状況に陥る。そこで、こうした蕃社に対してはマラリア防止法を実施し、強制服薬、地物整理などの励行はもちろん、蚊撲滅に努めた。だが、彼らのマラリアに対する知識欠如のため、予定の目的を未だ達成できていない⁽⁴⁶⁾。

ところで、四二年一〇月末、総督府発表の乙種医師国家試験合格者三一人に初めて原住民一人が入った。台中州の「中山清」（二九歳）で、父は霧社事件で「凶徒」（「蜂起蕃」）として討伐された。彼は

トロック社に逃れ、奇跡的に生き延びた後、川中島に移された。当時、一七歳であつた彼は「自分たち家族には何の咎め」もなかつたことに感激、この恩返し、および反抗者として死んだ「父の汚名」を拭おうと考へたという。当時、川中島の衛生状態は悪く、移住者の六、七割がマラリア患者で、当時、満足の治療を受けることができなかった。そこで、彼は「山の病氣は山の者が治すべきだ」と決意、医師試験突破を目指して血の滲むような努力を始めた。その後、警丁となり、治安に当たりながら、余暇には数里の山道を通つて武界診療所の川内田良平にマラリア療法を学び、三八年には台中州主催のマラリア療法講習を受け、翌三九年には警務局の特別医療講習を受けた。そして、三〇〇人中、合格者一割という難関を突破したという。⁽⁴⁸⁾

四四、五年、原住民の人口増加率は一%である。台湾の内地人が一・七%、本島人が二・四%に比して一番低い。平地に近いアミ族、タイヤル族は増加傾向にあるが、山奥のプナン族、パイワン族は減少傾向にある。特にプナン族は飲酒癖がひどく、かつ早婚も人口減少の一因になっている可能性がある。⁽⁴⁹⁾ なぜなら、原住民の出生率が高いが、乳幼児死亡率は非常に高く、死亡総数の五〇%を下らない。原因は出産時の衛生観念に乏しく、陋習にとらわれ、産前産後の処置がよくないこと、栄養不足、さらに助産婦不在も一因となつてい

る。各州庁は原住民出身の助産婦養成に乗りだし、成果をあげ始めた。⁽⁴⁸⁾

三 日本植民地統治と原住民の「自治制度」

日本は多くの原住民組織を設立するよう指導した。それは日本が人員的にもまた予算的にもすべてを直接統治できるわけではなく、まずは原住民に組織させ、それに対して間接的に統治権を行使する方が管理統制しやすく、効率的であつた側面も否めない。

表3は、一九二九年末のものであるが、すでにこの段階から多くの原住民が構成する自助組織があつたことが理解できよう。元来の伝統社会を利用したものに頭目勢力社会、家長会がある。家長会は組織数一八〇、会員数九七一九人で基層組織としての意味が考えられる。蕃社同士の連絡・融和を図る組織として蕃社会議があつた。また、この時期からすでに「自治会」が存在していることも押さえておく必要がある。男のみならず、女を重視する観点からと考えられるが、婦人会、処女会が存在し、既婚、未婚で分かれていたようである。婦女会も九二あり、六一六二人で、一定の発言権、影響力を有していた可能性が強い。いわば原住民社会の各階層は何らかの形で組織されていたことになる。特に「国語講習会」は日本語普及の意味もあり、組織数八一、会員数二八一一人で、当時は、思っ

表3 原住民の自助組織数（1929年末）

種別	組織数	会員数	種別	組織数	会員数
頭目勢力者会	94	907	父兄会	12	401
家長会	180	9,719	国語講習会	81	2,811
自治会	28	1,195	共励会	4	951
婦女会	92	6,162	蕃社会議	27	484
処女会	6	159	夜学会	69	3,652
青年会	148	7,799	学友会	2	70
壮年会	5	240	掃除組合	1	26
同窓会	63	4,892	計	812	39,469

出典：「蕃地調査書」1931年(?)、『現代史資料—台湾(2)—』(22)、みすず書房、1971年、453頁。

たほどの組織率ではない。その他、夜学会があり、原住民は変貌する新環境に適応するためにも、学習には熱心であった。

盧溝橋事件後、長期戦を余儀なくされた日本は、銃後の護りをさらに堅固にするため、花蓮港庁では理蕃所管の原住民全員約一万四〇〇〇人を一丸とした「高砂族皇民会」を組織した。そして、皇民訓練を強調、皇国精神を一段と振作せしめ、かつ各種の銃後奉公事業を統制強化することとした。高砂族皇民会は本部を同庁内に置き、各郡警察課内に支部を、蕃社の受持駐在所に班を置く。活動は皇民化訓練の徹底、時局に対する認識と生活の徹底、国策作物の積極栽培などをはじめとし、出征軍人・戦没者家族への慰問援助に当たる。会の維持上、会員は毎月一〇銭

を醸出する⁽⁴⁾。

こうした動きを普遍化、徹底するために、「高砂族自治会（仮称）会則」が総務長官名で台湾全島各州庁に通達された。これにより全島原住民が自治訓練を受ける。①自治会は公民訓練を加え、国家生活に目覚めさせ、公共団体生活に慣熟させて、普通行政下に編入する素地を作る。総督府理蕃課では、最近原住民が官費のみに依存せず、先進的な地方では自治的団体が自然発生している実情に即し、一定の方向を示す必要があった。②事変（盧溝橋事件）以降、国民的意識が高まり、国防献金などを出す者が多く、これを「善導」して組織的なものとし、公課負担の訓練をする時期に到達している⁽⁵⁾。つまり、この施策は総督府が原住民に対する財政支出を削減し、原住民を経済的に自活・自立させ、むしろ国防献金などを名目に原住民から資金を吸い上げるものであった。

ただし、名称には異論があり、「自治会」、もしくは花蓮港庁などで名称を使用している「皇民会」のいずれにするか、なかなか決着がつかなかった。駐在所毎に各部落の家長をもって組織する。「自治会」は隣保相助、部落内共同利益の増進、住民の安寧、福祉の増進、官庁事務の補助執行を目的とする。教育教化をはじめ、産業改善、保健衛生、交通施設の改善、罹災者・貧困者救助などの事業をおこなう。その他、自警規約などを制定し、連座旧慣に基づき罰則

も規定する。要するに「自治会」制度は本来、勅令で規定されるが、高砂族に対して法的規定がないので、長官通達という形で制定された。この「最後の目的が達するときこそ理蕃課が消滅するときであり、理蕃政策最後の段階」と位置づける。^①だが、結局、「自治」を与えたとしながらも原住民を各地域毎にまとめあげ、それを総督府が上意下達という形態で管理統制するものと見なせる。

名称に関しては、結局のところ「自治会」ではなく、「高砂族自助会」と命名し、三九年五月三〇日各州庁に総務長官名をもってその設立を求める通牒を発した。会組織は郡守指名により部落で名望、識見のある会長、副会長各一人と組長若干名で、駐在所管内の家長によって組織され、教育教化、産業振興、保健衛生施設、交通施設、罹災者・貧困者救助、災害警防、伝染病防遏、安寧秩序保持など多面的な事業をおこなう。注目すべきは、各自助会毎に「自助会部落改善規約」、「自助会自警規約」を定めて遵守を求めたことであろう。警務局指示の両規約によると、原住民を一般法人格まで高め、全面的な生活改善を慫慂している。^②「部落改善規約」では日本精神の涵養、「国語」（日本語）の常用、産業振興、生活改善、社会奉仕の五綱領を示した。例えば、日本精神の涵養では大祭日の神社参拝、国旗掲揚などである。生活改善では共同墓地の設置、家屋の改造、清潔化、符呪祈祷による療病法を改め、医薬利用、結婚に伴う弊習改善、

入浴、理髪の励行など生活全般にわたる。^③「自治会自警規約」では、官の指導監督下に部落内の安寧秩序保持を規定したもので、会長、組長の職務を定め、家長の義務を定める。すなわち家長は犯罪人、伝染病の疑いがある者、来泊者、変死者、出産、死亡など直ちに組長に知らせなくてはならない。戸など標札を掲げること、未成年者の喫煙・飲酒禁止、および旅行の際、蕃刀帯用禁止など雑多な事項の遵守を規定している。^④このように、皇民化を目的に多岐にわたる細部にわたって規定された。

総督府理蕃課では高砂自助会結成をはじめ、授産要項、社会教育要項など最高指導方針を順次確定して原住民社会の「一大変革期」とする。理蕃課では、原住民青年の指導訓育経費として七〇〇〇円余を計上したが、これにより全島各州庁別に各部落中堅青年層に新指導精神を植えつける。横尾総督府視学、平沢総督府技師、各州警務部長、理蕃課課長も講師として指導する。この顔ぶれを見ても力の入れ方がわかる。その段取りは、各府庁で管下における原住民各部落の中堅青年四〇〇〜五〇〇人を一カ所に集め、青年幹部指導講習会を二週間開催する。すでに台東庁では紅葉谷教育所においては完了しており、目下新竹州竹東郡の控溪教育所で開催中、次いで七月には台北州が羅東郡ショウウ教育所で開催、次いで台中、高雄、花蓮港で順次開催する。^⑤

なお、高砂族自助会は、四〇年七月の調査によると、台北州二六、新竹州七〇、台中州三六、台南州五、台東庁三七の計一七四である。一〇月段階で全島約五〇〇の蕃地警察官派出所の約半数に相当する二百数十カ所で設立された。これは蕃社原住民の皇民的生活訓練はもちろん、蕃社社会生活の錬成や産業実践隊の役割も果たし、さらには公租公課の準備となる。今後、高雄州、花蓮港庁でも自助会が結成されると、総計三〇〇近い数になる。⁵⁴

こうして、青年団中心に次第に「自治能力」を拡大しつつあるとされた。例えば、警察官、医者、大工、鍛冶職人、左官、裁縫、産婆、雑貨屋など、日常生活に必要な職業を同種族中から出している。治安、産業、教化、衛生など同種族の力の向上を図っているが、自助会をうまく運用できれば、これを中心に「街庄」制度、保甲制度、皇民化運動などを兼ねた政治的訓練を急速に具備し、「理蕃なき理蕃の実現」に貢献するとの狙いが明確化された。⁵⁵

パワン・タイム（日本名「佐戸利明」、中国名「廖信義」、南投県埔里、タイヤル族）の回想によれば、長兄は霧社の農業講習所を卒業すると、警察霧社分室の警丁になった。その四、五年後に巡查に昇格した。なお、霧社事件でホーゴー社の花岡一郎、二郎が事件への関与を疑われ、それ以降、タイヤル族からの警官採用は中止されていたのである。ところが、「支那事変」（盧溝橋事件）により警官（日

本人？）が軍隊に召集されたことで、補充の意味もあり、タイヤル族から採用せざるを得なくなった。そこで長兄ら三人が採用された。私は農業講習所で勉強しなかったが、父は「金がかかる」と反対し、「頭目の勉強と狩猟の腕を磨け」といった。確かに昔の頭目は権力は強力であったが、駐在所ができ、日本人警官が来ると、すべてを取り仕切り、頭目は部落の取りまとめ役に過ぎなくなった。私はそのついで追分駐在所（ムカタータ社）の警丁になった。⁵⁶ このように、タイヤル族にも当地の警官に採用される道が開かれた。

皇民奉公運動に即応して花蓮港庁下の蕃社一帯では、四一年九月一日の興亜奉公日を期にそれぞれ初の部落常会を開き、台湾島内でトップを切った。その中でも模範蕃社の花蓮郡ブスリン社常会には、郡警察課から三村主任も出席した。蕃社常会は一般行政区とは異なり、昨年（四〇年）一〇月以来、「戦時下の新体制」として結成された自助会制度を活用する。一つの蕃社を単位に部落連合常会、その下に「奉公班」に相当する組常会、その中間には各組の連絡を担当する組長常会を置いている。この時は、指導役を務める組長常会開催に伴いブスリン社でも自治会長中心に各組長、女子青年団幹部が集まって和やかな初の常会となった。自助会長の「山本一新」が音頭をとり、三枝主任（日本人）の説明後、協議に入った。今後の具体的な議題の提起を求めたところ、蕃社の「新知識」人だけあって、

結婚制度改善から志願兵制度の手続き、「蕃社百年の大計」である「山地大開発事業」まで議論百出となった。いずれも達者な「国語」(日本語)で議論が続いたという。^{⑧)}

ここで、共同墓地に触れておきたい。総督府が、一九二七年以来、原住民の共同墓地を設定していたが、墓参をせず、茅原の中に(遺体)を放置し、依然として諸祭事には住家付近で招霊した。三〇年九月共同墓地の中央に招霊碑を立て、清浄な地域として石で囲い墓標をたて毎月祭祀をおこなった。近頃は祖霊崇拜の念も生じ、頭目ユーミンアタイが発起し、三三年九月各所に散在する旧墓地の二五六基を発掘して、共同墓地の招霊碑の下に合同埋葬し、九月二三日の秋季皇霊祭に盛大な例祭を実施した。この後、蕃社一帯に広がった墓地による「不気味さ」が一掃され、毎月一日に墓参・掃除をし、やっと老若男女が集合する場所となったとする。^{⑨)}

以上のように、盧溝橋事件以来、皇民化啓蒙運動は急速に促進され、原住民の「進化」は隔世の感を呈した。ただし、今村孤舟は自助会は原住民自らが運営しているものが幾つあろうか、と疑問を呈する。

ところで、台東・花蓮港両庁下の街庄協議会員第二回総選挙もおこなわれている。一九四一年一月二二日一斉におこなわれ、台東庁下では投票率が九八・四%であった。ことに高砂族協議会員の進

出が目ざましかった。花蓮港庁下では原住民が民選五人、官選三人の計八人、台東庁下では民選一人、官選九人の計一〇人が出馬している。新現象として、花蓮港庁の新社では内地人官選二人、民選ゼロ、本島人官選一人、民選二人に対して原住民官選一人、民選二人で、原住民が本島人と同数となった。花蓮港庁下の一街六庄の協議会員総選挙は二二日に投票、開票をおこなったが、投票率も九八・三%に上る未曾有の激戦であった。この時、初めて原住民候補者は四人すべてが当選した。結局、当選者は内地人一人、本島人二人、高砂族五人となった。^{⑩)}原住民の意見吸い上げ、不満解消などにも目的に、こうした選挙も実施されていたのである。

四 原住民教育とその特質

各地方に原住民の教育所を増設し、一九二八年一月「教育所ニ於ケル教育水準」を制定、児童教育の根本方針を定めた。三二年には視学制度を創設して各州庁に視学を置き、改善指導に努めた結果、近來蕃地一帯に教育振興の気運が漲り、児童教育、「国語」普及、男女青年の指導、および一般社会教育に着々と実績をあげつつある。四五年蕃地の高砂族は教育所、公学校、または小学校の卒業者は二万六八三九人(死亡者を除く)となった。なかには、医学校、その他の各種中学校を出て公医、その他の官公職に就く者も少なくな

表4 教育所職員と児童数（1942年4月末）

州庁名	教育所数	学級数	教育担当者							在籍児童			
			巡查部長	甲種巡查	乙種巡查	警手	囑託	雇員	計	男	女	計	※
台北	18	38	3	7	9	4	0	4	27	383	431	814	0
新竹	31	50	7	23	12	24	18	0	84	984	957	1,941	144
台中	30	62	0	8	25	26	10	3	73	782	828	1,611	0
台南	5	6	0	5	1	0	5	0	11	143	107	250	11
高雄	50	63	0	22	28	13	0	8	71	1,504	1,400	2,904	114
台東	25	39	0	24	5	10	1	0	40	617	658	1,275	37
花蓮港	21	43	3	9	18	10	7	4	51	770	790	1,560	0
計	180	301	13	98	98	87	41	19	356	5,184	5,171	10,355	306

出典：台湾総督府編『台湾統治概要』1945年（復刻：原書房、1973年）、91頁から作成。教育所長は「地方外勤監督」を担う警部、警部補の兼任である。なお、※は在籍児童の内、寄宿している者の数で、合計が「406」となっていたが、実際に算出した数にしたがった。他はすべて通学である。

とされる⁽⁶⁾。では、具体的にその実態に論を進めたい。

(一) 児童教育―児童教育は警務局所管の教育所で、警察職員一八〇人に担当させ、児童数一万三五五人で、他に補習生二二二二人がいる（一九四二年四月末段階）。なお、高雄州蕃地に文教局所管の国民学校四カ所あり、児童四五八人を収容している。教育所は普通初等教育機関であるが、平地の国民学校教育と異なり、山地農民養成を目的として国民精神の涵養、「国語」の習熟、および「農民的指導」（農業指導？）に重きを置く。原住民の多くの親が児童を就学させようとした結果、一九

四一年度末、蕃地における原住民児童の平均就学率は八六・三五％に達した。サイセツト族の九四・二六％を最高とし、タイヤル、プヌン、パイワン、ツオウ各族がこれに次ぎ、東部の孤島・紅島嶼（現在の蘭与島）に住むヤミ族ですら六七・一％である。確かに、原住民就学率は修業年限四年間の教育所を基準としており、内地人、本島人と同一には論じられないが、「進歩特ニ著シク」、国民錬成の基礎知識の充実を図るため、四三年から六学年制度を実施した⁽⁶⁾。なお、理蕃課の中村によれば、教育所は修業年限四カ年、就学率は八〇％を超え、平地の国民学校よりもよいが、卒業者の学力は劣っている。これは教育機関の不備による。いわば原住民が学力水準が低いのは能力の問題ではなく、教育環境の問題とするのである。四二年には修業期間を六カ年にして学科も国史、地理、理科を加え、将来優秀な志願兵を次々出せる初等教育の充実を期すとした⁽⁶⁾、という。

表4によれば、各教育所には一、二学級が設置されていた。いわば複式学級であった。教育所数から見れば、高雄が最も進んでいるように見える。押さえておくことは、教育担当者がほぼ警察関係であった。師範学校卒の正規の教師人材不足を補う側面もあったが、積極的に児童を通じて原住民社会に入り込み、監督すると同時に融和し、抗日的側面の除去を含めて原住民社会を安定させる。いわば治安と教育の双方を担っていたということである。在籍児童数を見

表5 上級学校在学学生 (1930年)

上級学校種別	性別	人数
農業補習学校	男	143
農林学校	男	7
中学校	男	2
台北工業学校	男	2
高等女学校	女	5
師範学校	男	11
京都平安中学校	男	4
鹿兒島農学校	男	1
台北私立中等学校	男	3
早稲田大学予科	男	1
計		179

出典：「蕃地調査書」1931年(?)、『現代史資料—台湾(2)—』(22)、みすず書房、1971年、452~453頁。
なお、この内、官費生は男9人、女1人である。

ことを示唆する。なお、寄宿児童は思ったほど多くはない。ただ新竹州が一四四人と相対的に多数なのは、自宅が山岳地帯に分散し、通学できなかったことを意味するであろう。

表5は、上級学校進学者・在籍者統計であるが、官費生は男九人、女一人であった。上級学校在籍者は計一七九人で、頭目の子弟で、かつ学力優秀など、特定の人々しか進学できなかった、いわば原住民エリートである。また、一四三人(全体の約八割)が農業補習学校に通った。実学指向で農業技術獲得のために、狩猟民から農業従事者への大転換に適応するためである。なお、初等教育では男女均等な教育を受けていたが、上級学校進学はほぼ男となり、女は高等

と、男女差がほとんどなく、女子児童が多い州庁もある。原住民人口の就学年齢も考慮に入れなくてはならないが、このことは総督府の方針、および原住民両親の意識により男女児童に対する初等教育を平等に扱っていた

女学校五人だけである

(二) 社会教育

(1) 社会教育機関—一般原住民に対して、まず「社会的自覚ヲ促シ、人類相互的ノ社会観念ヲ啓発スル目的」があり、自助会、青年団、女子青年団、婦人会、国語講習所など社会教育団体を組織し、特に「国民精神ノ涵養、国語ノ普及、勤労精神ノ普及、生活ノ改善等」に努める⁶³⁾。

(2) 「国語」普及—同事業は、主として警察官が夜間業務の余暇に奉仕的におこなってきた。だが、一九三三年に「国語普及奨励規定」の制定以来、漸次活発となり、四二年末には台湾全島の「国語」講習所は二六七カ所で、一万八五〇一人が学び、成績は良好である。「国語普及歩合ハ簡單ナル日常用語ヲ弁ジ得ル程度」が、理蕃所管の高砂族総人口の四八・二%に達し、「近年其ノ進歩特ニ著シキモノアリ」⁶⁴⁾とする。

一九四三年度から台湾でも義務教育制がしかれることになった。そこで、原住民地域もそれに後れないように、総督府理蕃課では六年制の公学校制を実施したいとする。これまで本島人の公学校と同等度の六年制の蕃人公学校が高雄州下に二、三校あるのみで、他はすべて四年制の教育所のみである。教育所数は三九年四月段階で、一八一校、在学児童は九四〇〇人余で、就学率は八〇・六%に上っ

表6 各種族就学率と日本語普及率(A) (1929年末)

種族	種族別人口(a)	普及人数と日本語水準				(b)/(a)%
		上	中	下	計(b)	
タイヤル	33,710	1,437	4,189	6,935	12,561	37.26
サイセツト	1,282	105	160	131	396	30.89
ブヌン	17,785	497	1,366	2,319	4,182	23.51
ツオウ	2,103	173	245	326	744	35.38
パイワン	41,235	1,338	5,503	7,889	14,730	35.72
アミ	42,435	2,647	7,267	15,003	24,917	58.72
ヤミ	1,609	0	10	21	31	1.93
計	140,169	6,197	18,740	32,625	57,561	41.07

出典：「蕃地調査書」1931年(？)、『現代史資料—台湾(2)—』(22)、みすず書房、1971年、453～454頁から作成。「上」は日本人と同じに会話できる者、「中」は簡単な日常会話ができる者、「下」は日常用語20～30を知っている者。なお表末尾の%は私が算出した。

ている。これは、義務教育を
実施しようとする本島人子弟
の就学率よりもはるかに高率
である。この四年制教育所が
六年制公学校に昇格するに
は、まず教育所施設の改善が
必要である。また、警察官で
はなく、正規の教師を置き、
教育内容も改善し、実用教育
を重視する。大がかりなもの
になるので、理蕃課では四
三年度から一斉に実施せず、
徐々に公学校に改めていく方
針で予算も計上するという。
また、理蕃課としては一七歳
からの就学を認めている一年
制の農業実習所も拡充し、二
年制にする案ももっていた。⁽⁶⁾
ところで、「紀元二千六百
年奉祝台北州高砂族大会」(蕃

社二五社参加)が二月下旬の二日間、南澳教育所での開催が決定
した。これには自助会長(前酋長会の人々)、男女青年団、教育所児童、
および一般原住民約一五〇〇人が参列し、第一日目は奉祝式典の後、
「国語」演習会、相撲大会、学芸会、二日目には青年大会をはじめ
競技会、修養会などを開催する。なお、式典日には自助会長、青年
団員、教育所児童に対して知事による表彰がある。⁽⁷⁾

表6は一九二九年末の統計だが、七種族中、アミ族が最も日本語
能力が高く、五八・七二%に上っている。ただ全種族平均は半数に
も満たない約四一%に過ぎない。それに日本人と同様に会話できる
者は、五万七五六一人中、六一九七人で、一〇・八%にとどまる。
その他は日常会話ができる者がよい方で、五六・七%は二、三〇の
日常用語を知っているだけである。このように、二、三〇の日常用
語を知っている者も含めており、原住民の中での日本語普及率は意
外なほど進展していない。

表7は一九三四年の統計であるが、教育所就学率と日本語普及率
の相関関係を見ることができる。タイヤル族は就学率が七九・七%
であるが、日本語普及率は四四・八%、サイセツト族は七二・三%
で、普及率は四六・七%である。ヤミ族に至っては就学率は二六・
八%、普及率は六%に過ぎない。いわば他種族に比して普及率は相
対的に高いが、表6の全体普及率の約四一%より低い三五・三%に

表7 各種族就学率と日本語普及率(B) (1934年)

種族	就学率(%)	日本語普及率(%)
タイヤル	79.73	44.78
サイセツ	72.33	46.72
ブヌン	58.98	28.46
ツオウ	53.02	39.80
パイワン	53.68	30.05
ヤミ	26.84	6.00
全体平均	64.12	35.34

出典：『理蕃の友』第3年9月号、1934年9月1日、3頁。
 なお、本表はアミ族、および行政区域内のパイワン族を除く。また、「日本語普及率」は単語20~30以上を知る者。なお、日本語普及のため「国語家庭」を表彰、配給を増やすなどの特権を与えている。

びついでいかなかった可能性が強い。

四一年二月には、「高砂族青年代表大会」が島都台北市で盛大に挙行される。盧溝橋事件以来、原住民青年の視野も遠く南支南洋にまで拡められ、「戦時下日本青年の一員として生産拡充に労力□□(奉仕?)」に、皇民化運動に意気軒昂たる活躍を展開してゐる」が、さらに「時局認識を深め、蕃地刷新の推進力たらしめ」るのが大会の狙いとする。そこで、「全島各州生え抜きの優秀」な二〇〇人が参集、一八日から三日間挙行される。第一日は台湾神社を参拝、ついで警察会館で総督府理蕃課長の訓示と軍事講演がおこなわれる。二日目は同会館で代表者大会を開催し、青年団の活動状況、国

とどまっている。遺憾ながら表7は最も普及率が高かったアミ族に関する統計数字がない。だが、これを加えたとしても、足踏み状態が続いていると考えられる。当然のことながら教育所では日本語でおこなっており、原住民児童の日本語能力向上が親などの世代、さらに祖父母の世代に結

語普及状況や皇民化の実情などについて日本語で体験を発表する。三日目は皇軍慰問演芸会を開催する。なお、警務局としては蕃地実情の紹介のため台北市内の主なる官民を招待するという。⁽⁶⁸⁾

原住民青年のスポーツ面での活躍が目立った。いわば身体能力が優っていることが彼らの劣等感を払拭し、自信となったであろう。第一回「青年団強歩(競歩)大会」では昨年に続き高雄州青年団(全選手が原住民)が連続優勝した。この点について総督府理蕃課の斎藤警部によれば、「元来高砂族青年は昔から厳格な訓練を受け、殊にパイワン族大南社では今でも一五歳以上の者は厳格な試験の結果、合宿所に收容、ここで各頭目がみっちり訓練する。……この訓練で成績の悪い者はいいお嫁さんを貰えないし、また一般に評判が悪くなって社会生活上何かにつけて苦汁を嘗めなければならぬ。……今度の強歩大会でも彼等のこの伝統の底力が遺憾なく現れたのだ」とする。⁽⁶⁹⁾

また、原住民青年の体位向上を目指して、花蓮庁下で相撲の練習講習会も始まった。これは全庁の各蕃社毎に順次一週間ずつおこなう。講師は元東京力士指導者の千年川一夫である。すでに北部ブゼカン、タツキリなどで猛練習をおこなっている。千年川は「高砂青年の満々たる闘志と腕力の強さは確かに相撲取りとして有望である」と語る。⁽⁷⁰⁾

こうしたことは身体測定の結果からも傍証できる。四二年の第一回国民体力検査の結果に対して、総督府衛生課の曾田衛生課長の概評によると、「概して不良」であるが、改善見込みのある「不良」とする。体格については、（男の）身長が内地人、本島人、原住民とも平均一メートル六三センチで大差はない。体重は（重い順に？）原住民、内地人、本島人であるが、本島人は特に胸囲がかなり劣っている。内地人の特徴は胸長で手足が短い。本島人は手足が長く胸が細い。一番均整がとれているのが高砂族で、身長に対する胸囲、体重など理想的である。走ることも原住民が一番、次いで内地人、本島人の順。さらに物を担いで走ると原住民の独壇場でバターン半島での奮闘を数字的にも裏付ける^①。繰り返すが、原住民は一般的に高い身体能力を有しており、そのことは戦時期という状況下で特に高い評価を受けた。

戦時下の資源開発を目指して原住民地域の開発、産業資本による新興産業案が理蕃課で熱心に討論された。民間資本も日本拓殖農林の茶栽培、繊維工業の苧麻、油桐、製糖会社の甘蔗などの近代工業が進出している。問題は原住民労働力の確保と老蕃たちが抱く「繩張り」意識である。この矛盾解消のために、台北州では高砂族青年を訓練して平地労働を習熟させ、比較的賃金の高い本島人人夫に代用し、生産コストを引き下げると同時に、かつ賃金労働により生活

を安定させる。そして、老蕃たちが抱く日本人による「蕃界侵掠」の不安解消にあり、皇民精神を錬成して原住民地域の治安悪化を防止する一石二鳥の名案とする。まず手始めとして七月羅東郡シヨウラ社に青年道場を開設し、第一回高砂族中堅分子を訓練した。文山、羅東、蘇澳三郡下の原住民地域の百十方里を開放し、蕃社三一、一三五九戸、七〇四九人に高度国防国家建設の一翼を担わせた^②。

台北州の高砂青年道場がある羅東郡シヨウラ社は宜蘭濁水溪を俯瞰する高台にある。タイヤル族ガオガン蕃（戸数六九戸、三五五人）が農耕生活を営んでいる。本来、溪頭蕃が占有していたが、一九二三年に土地の肥沃さに注目したガオガン蕃が新竹州境を越え続々と移住、溪頭蕃と可耕地一甲歩につき豚一頭か金一八円で交換した。その後、現地警察官の指導で、二五年水田作りに着手し、二六年第一回目の水稲作付をした。蕃社の中心はシヨウラ区警察官駐在所で、河内警部補以下、巡查、警手計一〇人がおり、蕃社の授産、教育、衛生、社会教化を指導した。原住民は現地警察官を絶対的に信頼し、吉凶禍福一切を駐在所に持ち込む。また、警察官の妻も動員され、育児、裁縫を教える。駐在所の直下に蕃童教育所があり、警官二人が本科生（一〜四年生）四二人、農業科生（五〜六年）一八人を教えている。こうして、警察は当地に溶けこんだのである。教育所の運動場には神社、国旗掲揚柱がある。衛生施設としてはシヨウラ区

診療所があり、羅東から週一回公医が来た結果、マラリア、甲状腺肥大の悪病も少なくなり、出生率も高まった。⁷⁶⁾

なお、台北州の高砂青年道場では四一年七月に道路補修、担送、および除草、清掃など一〇日間の訓練をおこなった。目的は原住民青年に平地での勤労生活に適応させ、作業を通して「皇国精神の錬成」することにある。まずは六月中旬に豪雨で決壊した道場の裏からギユウトウ蕃社に通じる道路補修であった。青年五〇人が五班に分かれ、一、二、三班は宜蘭濁水溪から天秤棒で石塊を運搬した。四、五班は整地、石垣組みを分担した。⁷⁷⁾

四三年三月二日には、各州庁から選抜された全島高砂族青年時局懇談会が台北の警察会館で開催された。代表青年二二人の外、学芸会、相撲大会などに出場する原住民青年数十人も出席し、宮尾理蕃課長ら全島理蕃関係職員の列席の下、荒木警務局長などの訓示後、懇談会に入った。まず台北州南澳青年団長の「上野正義」（二一歳）が緊急動議を提出、原住民青年を代表して陸海軍に感謝電報を出すことを提案し、満場一致の賛同を得た。その後、新竹州竹東郡ジヘン青年団長の「福田稔」（二四歳）などが「大東亜戦争」下に志願兵応募、「国語」の普及、貯蓄運動、増産戦線に蕃社の先頭を切って活躍する状況を報告した。⁷⁸⁾

強制移住させられたワリスピホ（日本名「米川信夫」、中国名「高

成佳」。タイヤル族（現在、セデッカ族）・マホボ社、現在の南投県仁愛郷・第二次霧社事件の時は子供であった）によれば、川中島にも蕃童教育所が建てられ、警官が教師として皇民化教育をおこなった。一年通学しただけである。働かないと、家族が飢えるからだ。川中島神社を建て、朝夕参拝した。川中島にも青年団が結成され、勤労奉仕などをおこなった。日本語勉強会が始まった。「山の言葉」は一切禁止された。「国語常用運動」が開始され、日本精神を警官からたたき込まれた。日本語ばかり使っていると、日本人になった気分になる。盧溝橋事件を契機に青年団は天皇崇拜中心の教育となった。一九四〇年各地の青年団代表が選抜されて勤労報国隊として三カ月間合宿した。主に霧社管内の青年で「日の丸」の鉢巻きをして六〇人が農作業の手伝いをした。その頃には、霧社事件や（日本によつて）父が殺害されたことも忘れて「国」（日本）に役立つことしか考えなくなった。鋏を両手で握りしめ突撃の訓練もした。教育勅語と軍人勅諭を完全に覚えるまで練習させられた。⁷⁹⁾と。

五 観光・映画と「啓蒙」

観光・活動写真（映画）は、原住民の因習、迷信など「習性を改め」ることに役立つと見なされ、重視された。そこで、「開化せる社会」を参観させることが必要とし、しばしば日本の都市、工場、

表8 台湾原住民の日本内地など観光（1897-1929）

年月	管轄庁など	種族	人数	観光・訪問先
1897, 8	大嵯岨	タイヤル・ブヌン・ツオウ	13	長崎・大阪・東京・横須賀
1910, 2	阿緞庁	パイワン	24	ロンドン（日英博覧会参加）
1911, 3	桃園庁	タイヤル・ツオウ・パイワン・アミ	10	神戸・京都・姫路・大阪・小倉など
, 9	桃園庁	タイヤルなど7種族	43	神戸・大阪・京都・名古屋・東京・横須賀・広島・八幡など
1912, 4	台北庁	タイヤル・ブヌン	53	東京・神戸・横須賀など
, 10	台北庁	タイヤル	50	近衛・伏見・名古屋・大阪・広島・小倉の各師団など
1918, 4	各庁	タイヤル・ブヌン・ツオウ・パイワン	60	大阪など
1925, 7	花蓮港庁	アミ	15	神戸など（原住民自費）
1928, 4	花蓮港庁	アミ	46	神戸など（原住民自費）
1929, 4	新竹庁	タイヤル	23	神戸など（原住民自費）

出典：「蕃地調査書」1931年(?)、『現代史資料—台湾(2)—』(22)、みすず書房、1971年、454～455頁から作成。日数は不明である。1911年3月の観光団は「角板山ほか6蕃社」と明記されている。なお、台湾島内の原住民観光旅行は毎年数回実施されていた。その他、教育所児童などに対して台湾島内の修学旅行も実施された。

船舶、および観光を実施してきた。だが、観光には人数に限りがあり、帰宅後、その見聞を披露したところから、その効果は十分ではないとされた。そこで、一九二二年警務局理蕃課に活動写真班を設け、各州庁に映写機を配備、映画による教化を開始した。多くの映画を作成、あるいは日本内地のフィルムを購入、各州庁に配付し、巡回観覧させた。そして、観光と共に啓蒙に資する。特に映写は老幼別なく見ることができ、るので広く啓蒙できる、とする。

表8は台湾原住民の日本

内地観光表である。これを見ると、一八九七年からすでに内地観光が開始されている。一九一〇年のロンドン開催の日英博覧会を別にすれば、以下の特徴が読みとれる。最初は船で長崎に入港していたが、その後はほとんどが神戸入港であることがわかる。そして、種族はタイヤル族を主にブヌン、ツオウ、パイワンなどの各種族が参加し、一九一八年には参加人数は実に六〇人となっていた。タイヤル族などは反抗精神が旺盛なことから、それを緩和させる意味もあつて主要な人員とされたものと見なせる。観光・訪問先は関西、関東を主に次第に軍関係の師団なども訪問させている。この時期は、横須賀の場合、軍港を遠望させていたものと考えられる。一九二五年からは経費節約のためか参加原住民の自費となった。この後、一九三六年までは史料的に空白であるが、おそらく観光は継続させていたのだろう。なお、台湾島内観光も年数回実施され、その他、教育所児童の修学旅行も実施されていた。

一九三六年台中州高砂族青年団員（タイヤル族、ブヌン族）四二名が「母国」（日本）の都市、農村視察のため、台湾総督府係官引率の下、日本各地を視察した。台湾総督府には、日本海軍の「偉容」を認識させたいとの希望があつた。そこで、四月一五日に横須賀軍港見学を日程に組み込んだ。「台中州高砂族観光団」名簿によれば、タイヤル族一八名、ブヌン族三四名の計四二名で、引率者は台湾総

督府視学官の横尾広輔、台中州警部補鈴木章、同巡查二名など計八人である。団の構成は団長が「白井三郎」（東勢郡南勢社、三一歳）、副団長「村野一夫」（新高郡バラサゴン社、三三歳）で、四班（第一班のみが一三人で、他三班は各九人）に分かれる。年齢は、二〇代から三〇歳前後が主だが、最高年齢は五二歳で、最低年齢は一七歳であった。四月一四日から二〇日までの日程で、滞在旅館は上野駅南口前の末広館である。ここを中心に宮城や明治神宮参拝、靖国神社・遊就館・国防館、横須賀軍港、農業試験場、渋谷で映画、上野公園、内、四月一八、一九両日は日光と地方農村視察とある。

この台中州高砂族観光団の横須賀軍港見学は、「帰台後多大ノ好果ヲ収メ」たとされ、翌年、再度実施されることになった。台北州高砂族青年団員（すべてタイヤル族）三〇人が日本の都市・農村状況視察のため、台湾総督府係官の引率の下、各地を視察しているが、三七年四月一二日横須賀軍港を見学させた。引率者はやはり台湾総督府、治安関係者であり、台湾総督府警務局理蕃課の榎屋慶助、台北州警務部理蕃課視学、同巡查ら六人で、原住民三〇人を加えると、計三六人である。「日程表」を見ると、四月二日基隆で乗船、四日門司着。神戸、大阪、奈良、名古屋などを観光、神社参拝をおこない、八日東京到着、宮城参拝、拓務省などに挨拶、観光（その間、一二日が横須賀軍港参観）し、さらに京都観光、桃山御陵参拝をおこなっ

た後、神戸で乗船、別府、大分、熊本、および八幡製鉄所を見学。二〇日門司出港、二三日基隆到着という二二日間であった。台湾総督府による「台北州高砂族内地観光団員名簿」によると、実際は引率者四人、原住民は二八人の計三二人になったもようである。団長は「志良三郎」（女山タンピア社青年団指導員、三〇歳）、副団長は「岸本巖」（羅東郡ビヤナン社、三八歳）で、八、九人ずつ三班に分けられた。大溪社からはバット・ハヨン（二七歳）ら二人が参加している。最高年齢は三八歳、最低年齢は一七歳で、平均年齢は二五歳とする²⁹とする。このように、一回目より日数ものび、広範囲となり、観光も重視された。このことは、観光を楽しませながら日本の「偉容」を再認識させ、抵抗心を失わせる効果があったと思われる。ところで、視察・観光とともに原住民啓蒙のために重視されたのが映画である。「南方進出基地」として重要性を増した台湾で、特に目をひくのは「戦ふ高砂族の群像」であり、高砂義勇隊などに示された「勇壮な姿は世界人士の脳裏に熱くやきつけられた」。台湾映画協会に設置された「台湾文化映画製作所」で「栄光の記録」を「文化映画」として撮影されることとなった。一月一九日には、「広東興亡史」や「前線の子供」撮影で有名な木村次郎が招聘され、台北の教育会館に事務所を置き、撮影準備にとりかかった。この時の映画は高砂義勇隊を中心に前線、および銃後の原住民を描くことで、

「高砂族についての怪しげな通念にたいし一矢むくいることも」、⁽⁸⁰⁾ 目の一つとする。

「大東亜戦争に武勇の花を咲かせている高砂族」取材の映画撮影が活発化するにつれ、産金道路として有名な台中州能高郡霧社から桜を経て富士に至る路線一帯の風光明媚な山地が最高のロケ地となった。マキノのカメラマンが文化映画「高砂族」撮影を桜中心に終えた。その後、正月早々には松竹大船の清水宏監督が満映との共同作品「サヨンの鐘」を撮るため、女優李香蘭（山口淑子）はじめ、総勢五、六〇人が入山し、約一カ月間、桜社中心に予算七〇余万円で大がかりな撮影をすることになった。すでに一行の宿泊所にあたる桜社駐在所宿舎、霧社警察倶楽部は改築をおこない、他方サヨンの衣装は警察署の幹旋で調製し、高砂習俗に造詣の深い台展審査員の塩月画伯が特に彩管をふるうなど準備を進めている。⁽⁸¹⁾

その他、文化映画「皇民高砂族」撮影のため約一カ月台湾に滞在していた春秋映画会社員の国木田三郎、日本映画科学研究所員の世羅昌一は現地撮影を終え、一二月二日神戸に戻った。彼らは、「比島バタアン半島で皇軍の協力戦士として頑張った高砂族は日常生活でも全く素朴なものだ。理蕃課から積極的な後援を得たので撮影も順調に進み、全く皇民化してゐる彼らの日常はもとより、勇壮な土俗□（一字不明）など余すところなく撮つて来た」と語った。⁽⁸²⁾

このように、原住民にとって娯楽とも感じられる先進地域への観光と映画は効果が大きく、原住民の啓蒙教化の二本柱となった。観光に関していえば、毎年、日本、および台湾各地の観光を奨励している。希望者も増大し、自ら多額の費用を支出している。映画の効果は観光に及ばないとしながらも、教化上、「相当ノ実績アルコトヲ認め」、台湾警察協会の事業として実施している。映画の内容は「教化上適當ナルモノヲ購入」、または制作し、各州庁を巡回放映させた。⁽⁸³⁾

おわりに

以上のことから以下のようにいえよう。

第一に、一九三七年七月の盧溝橋事件は一つの画期となり、それ以降、台湾原住民に対する皇民化政策は一挙に進み始めた。当然のことながら原住民には部族意識はあるが、国家意識はなかった。そうした原住民に対して国家意識をつけるのは至難の業であった。とはいえ、当時の日本にとって幸いしたのは、むしろ原住民には反天皇制、反国家意識もなく、必然的にこれに関連した「犯罪」も発生しなかったことであろう。部族間、本島人や日本人との関係などで土地、領域に関するものであった。その上、日本人との考え方、習慣の相違もあり、法令で罰せられても、彼らにとって理解できない

ものも少なくなかった。神道・神社信仰に関していえば、同じアニミズムとしての共通性を有していた。したがって、神道に対して本島人ほど違和感や抵抗感はなかった。それ故、理蕃当局の強い指導の如何に関わりなく、原住民自らが率先して創る簡素な神社も現れた。

第二に、最大の転換は自給自足的な狩猟民から農牧民への強制的転換といえよう。原住民にとってコペルニクス的な転換ともいえるものであった。銃の取り上げ、差し押さえは銃を神聖、かつ生活の重要な一部と考えていた原住民にとって大きな苦痛以外の何ものでもなかった。もちろん総督府にとっては対日抵抗力を失わせるという意味で大きな核となる政策であった。これによって「出草」などの蛮行をなくすことに一定程度以上、成功した。だが、それは同時に日本による原住民文化の完全否定を伴うものであった。それを日本は「進化」(近代化)と称した。のみならず、一部に原住民自ら移住希望者・部落もあったが、多くは平地への強制移住といえるものであった。日本は、この移住も「進化」を促したと称したが、管理統制強化のみならず、実は同時に移住後、国策としての山地資源の開発、収奪を遂行することにあつたことは間違いない。その上、その開発には交通、特に道路を必要とし、それも主に原住民青年が動員されている。こうして物資流通、開発、人的交流が進むに連れ、

貨幣経済が不可避免的に浸透していき、原住民の伝統生活は変貌を余儀なくされた。

第三に、医療面では、原住民には、元来、迷信的な祈祷があった。祈祷と医療が結びついていたのである。だが、本島人との接触で漢方・薬草などの知識も徐々に蓄積していったようである。日本植民地後、警察がおそらく市販薬などであろうが、それを与えた。だが、原住民の医療に対する認識が深まるにつれ、それだけでは満足しなくなり、日本人公医が定期的に原住民地域に巡回して来るようになった。のみならず、「原住民には原住民の医者」との考えも生まれ、実際に原住民青年の中には医者を目指す者も出現し、公医として活動することになる。次いで衛生面であるが、例えば、マラリアなどをなくすために、蚊の撲滅などを指導している。これは、日本統治の功績面にも見えるが、そう簡単な問題ではなく、蚊のいない山地から平地への強制移動によりマラリアにかかる原住民が増大したという事情もあった。

第四に、教育は蕃童教育所が主要であるが、教育熱は高まっていった。ただし四年制であり、本島人との学力差を埋められず、義務教育制への移行に伴い、理蕃当局からも六年制への意向が強まった。元来、教師役は当地の日本人警察で、いわば治安と、教育を通じて人間関係の構築を目指したといえよう。だが、警察は教育面では素

人である。六年制への移行に伴い、師範学校卒の正規の教師が不可欠との認識であった。また、上級学校への進学者もでてきた。こうして日本に意の沿う原住民の育成が図られていたわけであるが、当然のことながら現地に立脚した農業中心に各種の人材育成という面で意義がなかったわけではない。日本語普及には皇民化の一環として全力が尽くされており、教育所のみならず、青年団、家庭でも使用させ、表彰もされた。このように日本語普及は多面的に展開されたのである。このことは、台湾原住民を一まとめにして日本の国策に従わせる効果もあった。こうして、日本語普及が大きく前進したかにも見えるが、実際は日本語の単語二〇〇〜三〇〇語程度でも会話できるとの甘い評価基準であった。この政策は上述の如く限界が多いが、唯一意義をあげるとしたら、各言語を使用していた台湾各種族間でのコミュニケーションが可能となったことであろう。不要な軋轢を解消し、台湾各原住民同士が一堂に会し、融和を図れるようになったといえるのである。

その他、いわゆる娯楽と結びつけた形で、いわば楽しませながら皇民化する形態としては、台湾内外の観光や映画があげられる。観光・視察で重要なものとしては、例えば、横須賀軍港視察があげられよう。また、例えば、国策映画「サヨンの鐘」の主演女優は李香蘭とはいえ、多くの当地の原住民が出演し、その意味で原住民にとつ

て映画は驚きであったとともに、ある意味で嬉しく、かつ楽しいものであったに相違ない。こうして、原住民は知らず知らずに日本の国策に飲み込まれていくことになる。

【註】

- (1) 台湾原住民に対する理蕃政策に焦点を絞った研究は日本では少ない。だが、日本でも台湾植民地関連研究はある。①台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』、中京大学社会科学研究所、二〇〇四年は論文集であり、檜山幸夫「台湾統治基本法と外地統治機構の形成」、柏木一朗「明治三〇年前後の台湾の郵政事業と治安問題」、本康宏「台湾における軍事的統合の諸前提」などが所収されているが、理蕃政策をとりあげていない。②又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖繩』沖繩あき書房、一九九〇年は台湾と沖繩の関係を考察する際、参考になる。③劉鳳翰『日軍在台湾―一八九五年至一九四五年の軍事措施与主要活動―』(上)(下)、国史館、一九九七年は日本軍統治下の台湾全体を論じたものであるが、一部で原住民をとりあげている。台湾在住の③藤井志津枝は理蕃事業に関して著書・論文を精力的に発表している。著書『理蕃：日本治理台湾的計策』文英堂、一九九七年、論文「日據時期佐久間總督の理蕃事業」『台湾文獻』紀念輯、一九八八年、「児玉總督時期的台湾原住民政策」『台湾史学術研討会論文集』第一輯、同年、「日據時期的理蕃政策―論生活改造問題―」『台湾史研究暨史蹟維護研討会』成功大学歴史系、一九九〇年などである。これらは主に日本植民地初期の理蕃政策に着眼している。それに対して本稿は戦時期から日本植民地末期に焦点を合わせ、理蕃政策に対して総督府のみなら

ず原住民の視点から論じる。なお、本稿は「戦中戦後における北部タイヤル族の動態研究」の一環である。

- (2) 森岡二郎(台湾総督府総務長官)「時局下の台湾」、台湾警察協会『台湾警察時報』第二六三号、一九三七年一〇月号。なお、外務省外交史料館B-A-5-0-010 (アジア歴史資料センターC051110699900)、台湾総督府「台湾在住民ノ政治処遇調査ニ関スル資料」一九四四年(？)、二二八頁によれば、台湾在住「内地人」数(一九四〇年一〇月一日現在)は、男が一六万一九三四人、女が一五万〇五五二人で計三二万二三八六人とある。
- (3) 台湾総督府編『台湾統治概要』一九四五年、【復刻版】原書房、一九七三年、八六頁。
- (4) 『台湾統治概要』八七〜八八頁。
- (5) 『台湾統治概要』八八〜八九頁。
- (6) 英彦山(新竹)「浅慮の一失」、『理蕃の友』第三年五月号、一九三四年五月一日。
- (7) (8) (9) (10) 宮尾五郎(警務局理蕃課長)「高砂族の犯罪と防犯」、台湾警察協会『台湾警察時報』第二六九号、一九三八年四月号。
- (11) 外務省外交史料館B-A-5-0-010 (アジア歴史資料センターC051110699900)、台湾総督府「台湾在住民ノ政治処遇調査ニ関スル資料」一九四四年(？)、一三五頁。
- (12) 「竹田宮大妃殿下を迎へ奉りて」、台湾総督府臨時情報部『部報』第三二号、一九三八年七月一日、三、四六〜四七頁。
- (13) 今村孤舟(新竹州)「高砂族進化の現段階と志願兵制度」、『台湾警察時報』三一五号、一九四二年二月号。
- (14) 「誌友論壇」に掲載された灰面坊(屏東)「蕃地に神社を建てよ」、『台湾警察協会雑誌』第一四八号、一九三九年一〇月号。
- (15) 「蕃人の創意に成る日蕃合祀の神祠」、『理蕃の友』第二年四月号、一九三三年四月一日。
- (16) 「阿里山蕃社で美しい神前結婚」、『大阪朝日新聞—台湾版—』一九四〇年七月二三日。
- (17) 林進発『台湾統治史』民衆公論社、一九三五年、三二六頁。
- (18) 「高砂族を一人前の生産人として指導、平地に移住、経済生活へ—理蕃政策—」、『大阪朝日新聞—台湾版—』一九三九年四月一八日。
- (19) 『台湾統治概要』一〇〇頁。
- (20) 『台湾統治概要』一〇一頁。
- (21) 『台湾統治概要』一〇一〜一〇二頁。
- (22) 『台湾統治概要』一〇二〜一〇三頁。
- (23) 「蕃地調査書」一九三一年(？)、『現代史資料—台湾(2)—』みずす書房、一九七一年、四五八頁。
- (24) 『理蕃の友』第三年一月号、一九三四年一月一日、三〜四頁。
- (25) 『台湾統治概要』一〇四頁。
- (26) 『台湾統治概要』一〇四頁。
- (27) 『台湾統治概要』一〇四〜一〇五頁。
- (28) 『台湾統治概要』一〇五頁。
- (29) (30) 「台湾の山開放、来年からまず基礎調査」、『朝日新聞—台湾版—』一九四〇年一〇月二七日。
- (31) 『台湾統治概要』一〇五〜一〇六頁。
- (32) 「一社をあげて増産陣に、台中州下の高砂族が感謝の秋」、『朝日新聞—台湾版—』一九四二年一〇月二日。
- (33) 「理蕃なき理蕃へ—理蕃課中村氏に訊く—」、『朝日新聞—台湾版—』

- 一九四一年二月二七日。
- (34) 竹越与三郎『台湾統治志』博文館、一九〇五年（南天書局復刻版、一九九七年）三五〇～三五二頁。
- (35) 竹越与三郎、同前、三五五～三五六頁。
- (36) 竹越与三郎、同前、三四八～三五〇頁。
- (37) 前掲『蕃地調査書』四六三～四六五頁。
- (38) 『台湾統治概要』一〇七頁。
- (39) 『産金』の刺激から高砂族を擁護す、努力動員に頗る慎重』『大阪朝日新聞—台湾版—』一九四〇年六月四日。
- (40) 『高砂族青年も協力、タロコ峽の産金道路開鑿に』『朝日新聞—台湾版—』一九四一年三月二七日。
- (41) 「タツキリ溪を拓く、高砂族青年四百の決死的奉仕」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年四月一三日。
- (42) 石橋孝『旧植民地の落し子・台湾「高砂義勇隊」は今』創思社、一九九二年、二四六頁。
- (43) 「蕃界からも徴税、総督府準備に着手」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年六月一三日。
- (44) 『台湾統治概要』一〇七～一〇八頁。
- (45) 『台湾統治概要』一〇八～一〇九頁。
- (46) 「高砂青年の奮起、登場した初のお医者」『朝日新聞—台湾版—』一九四二年一月三日。
- (47) 「生活が生む特異性—飛ぶ鳥も落すほどの石投げ」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年八月五日。
- (48) 『台湾統治概要』一〇八～一〇九頁。なお、地名も日本人に分かり易く変更されている。高雄州は一〇三蕃社で、台湾全島原住民人口の三分の一を占める三万三〇〇〇人いる。ところで、高雄州理蕃課は全蕃社の改名を終了し、総督府当局に送付した。例えば、①呼称に漢字を当てはめたもの—一九三三年春、ラホアル頭目以下、「太陽東より出づる間は官命を奉ず」と高砂族最後の帰順をした旗山郡タマホ社が「玉穂村」、潮州郡ライ社が「雷社村」、恒春のポタン社が「牡丹村」に改められた。②伝説や地形から名づけたもの—男岩・女岩から生まれたと信じるアデル社は「石生村」、温泉で有名なトナ社は「温泉村」、日の出が拝めるマクス社は「朝日村」に改名されている（呼び易い日本名で、高雄州下の百三蕃社を改称）『朝日新聞—台湾版—』一九四一年九月二七日。
- (49) 『高砂族皇民会』花蓮庁下を一丸として近く盛大な発会式』『大阪朝日新聞—台湾版—』一九三八年一〇月二二日。
- (50) (51) 「理蕃に最後の前進、自治制度を規定、高砂族自治会（仮称）会則成る」『大阪朝日新聞—台湾版—』一九三九年五月一四日。
- (52) 「高砂族の自助会設立方を通牒」『大阪朝日新聞—台湾版—』一九三九年六月三日。
- (53) 「高砂族の変革期、理蕃課で指導方針を決め青年の訓育にあたる」『大阪朝日新聞—台湾版—』一九三九年六月二六日。
- (54) 「蕃社に生活刷新運動、既に三百近い自助会結成」『朝日新聞—台湾版—』一九四〇年一〇月二七日。
- (55) 前掲「理蕃なき理蕃へ—理蕃課中村氏に訊く—」。
- (56) 林えいだい『証言 高砂義勇隊』草風館、一九九八年、一七三～一七四頁。
- (57) 「蕃社で開いた初の常会、達者な国語で盛んに下意上達」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年九月七日。

- (58) 泉軍蔵(大溪郡ウライ)「タイヤル、祖霊に額づく」『理蕃の友』第三年五月号、一九三四年五月一日。
- (59) 今村孤舟、前掲論文。
- (60) 「高砂族の進出著し、東部両庁街庄協議会員選挙」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年一月二六日。
- (61) 『台湾統治概要』八七、八九〜九〇頁。
- (62) 『台湾統治概要』九〇頁。
- (63) 前掲「理蕃なき理蕃へ—理蕃課中村氏に訊く—」。
- (64) 『台湾統治概要』九七頁。
- (65) 『台湾統治概要』九七〜九八頁。
- (66) 「高砂族の子弟に六年制の公学校—蕃地の教育を刷新—」『大阪朝日新聞—台湾版—』一九四〇年七月一九日。
- (67) 「高砂族の奉祝大会」『朝日新聞—台湾版—』一九四〇年一月一日。
- (68) 「高砂族青年の大会—島都・台北に集つて国語で体験発表」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年二月一四日。
- (69) 「高砂族青年の持つ敢闘の精神」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年九月二六日。
- (70) 「蕃社の相撲熱心、指導者の千年川氏感激」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年一月二六日。
- (71) 「断然高砂族が一位、全在島民も漸向上の見込」『朝日新聞—台湾版—』一九四二年二月一五日。
- (72) (73) 「蕃地も増産陣営に、台北州高砂青年道場で訓練」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年七月一四日。
- (74) 「山の勇士も面食ふ」『朝日新聞—台湾版—』一九四一年七月一四日。
- (75) 「山の青年大会開く、代表互に感激の交驩」『朝日新聞—台湾版—』一九四二年三月六日。
- (76) 林えいだい『証言 高砂義勇隊』草風館、一九九八年、一一一〜一二二、一二七〜二八頁。
- (77) 前掲「蕃地調査書」四五四頁。
- (78) 防衛省防衛研究所蔵S11-73-5055(アジア歴史資料センターC05034869500) 拓務省管理局警務課長赤木親之↓海軍省松永副官「高砂族ノ横須賀軍港見学希望ニ関スル件」一九三六年四月九日、海軍省「観覧許可控 高砂族の横須賀軍港見学希望に関する件」一九三六年四月。
- (79) 防衛省防衛研究所蔵S12-65-5230(アジア歴史資料センターC05110801200) 拓務省管理局警務課長↓海軍省副官「高砂族ノ横須賀軍港見学希望ニ関スル件」一九三七年四月七日。なお、「途中案内ノ為、軍事普及部ヨリ下士官一名同行」(横須賀鎮守府副官↓横須賀警備戦隊参謀等「高砂族見学順序ノ件通知」一九三七年四月一〇日、(アジア歴史資料センターC05110699900)、とある。
- (80) 「戦ふ高砂族の群像、台湾から初の文化映画」『朝日新聞—台湾版—』一九四二年一月五日。
- (81) 「銀幕に咲く「サヨンの鐘」、来春現地で高砂族を映画化」『朝日新聞—台湾版—』一九四二年二月二四日。
- (82) 「皇民高砂族」を撮る、国木田、世羅両氏帰神して語る」『朝日新聞—台湾版—』一九四二年二月二四日。
- (83) 『台湾統治概要』九九頁。